

「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）人権啓発推進僧侶研修会
開催要項

1. 趣 旨

本研修会は、専如門主よりご教示いただきました、ご親教『念仏者の生き方』のお心を体して、「実践運動」総合基本計画に基づき、宗門における差別・人権問題の課題を教区・組の取り組みを通して学びを深めて、自らの課題につなげることを目的にしております。

私たちの周りにある社会問題や意識の多様化から起こる人権の課題に対して、具体的な取り組みを実践することは、『宗制』に定められた「自他共に心豊かに生きることのできる社会」の実現につながります。

特に、研修課題③「み教えと差別の現実について」は、本研修会当初から課題とされていた、差別の現実に向き合い、親鸞聖人のみ教えを現実社会の中でいかに発揮するかという「教学的な課題」に対する重要性から、全ての組においての学習を奨励しております。未だ研修課題として実施されていない組は、今年度必ず学習していただきますようお願いいたします。

本年度も御同朋の社会をめざして、ともに実践運動を進めてまいりましょう。

2. 研 修 課 題

① 宗門におけるジェンダー平等推進について

宗門における、これまでの男女共同参画への取り組みを継承しつつ、ジェンダー平等の取り組みを推進するため、宗報へ掲載のジェンダー平等推進委員会よりの「中間報告」(2024 年 10 月号掲載)、「答申書」(2025 年 1 月号掲載)を踏まえた研修会を行う。

② 過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについて

過去帳等の記録は個人情報であり身元調査に利用されないよう『「過去帳等取扱基準」及び新「差別事件糾明のための方途」学習会用冊子』を用いた研修会を行う。

③ み教えと差別の現実について（*本課題未開催組必須）

参考資料『み教えと差別の現実』を用いて、改めて經典における用語を通して差別問題を学ぶ。（女人往生、根欠、栴陀羅 等）

④ 教区又は組が独自に設定する差別・人権問題について

＜参考例＞

- (1)同和問題（部落差別解消推進法） (2)感染症・ハンセン病と差別問題について (3)外国人差別（ヘイトスピーチ解消法） (4)障害者差別（障害者差別解消法） (5)性の多様性と人権 (6)災害と人権

3. 開 催 期 間

2025年度内の開催とします。（できるだけ年内に開催ください）

4. 開催場所

組内寺院・教務所（別院・教堂）・沖縄県宗務事務所・その他

5. 開催方法

年度当初に教区(特区)と組で協議・相談のうえで開催してください。

○研修会の開催形式は、各組での開催を原則とします。

（但し、地域的な諸事情を考慮し、2組・3組合同での開催も可能です。）

○開催にあたり、多くの僧侶へ参加いただけるよう、ご周知ください。

6. 講師出講制度について

[1]教区・組内の講師

- ・実践運動に関する研修であることから、なるべく組内僧侶を中心に、又は教区内僧侶などをもって講師としてください。但し、研修課題③をされる場合、教区主催の参考資料にかかる研修会を受講した方を講師としてください。
- ・講師は課題について、話し合い（班別討議）など、参加者の発言が得られるよう配慮してください。設定した課題によっては、外部講師も予想されますが、その場合においても同様の配慮を行ってください。

[2]一般財団法人同和教育振興会の講師斡旋

- ・研修会開催にあたり、同和教育振興会の講師派遣制度を利用することができます。この場合、講師にかかる交通費は同和教育振興会が負担いたしますが、謝礼・宿泊費・その他講師招請にかかる経費は主催者側(教区又は組)の負担となります。なお、講師の指定は出来ません。

同和教育振興会の経費(交通費)負担には限度がありますので、希望の際は、早めに教務所・沖縄県宗務事務所を通じて同和教育振興会へご連絡ください。なお、予算執行後は講師紹介のみとなり、講師にかかる交通費等の経費については主催者側の負担となりますことご了承ください。

《同和教育振興会の講師派遣利用にかかる事務手続きについて》

- (1)別紙申請書《様式④》（同和教育振興会宛提出用）を利用ください。
- (2)原則として、開催日の2カ月前迄に申請を行うものとします。
- (3)都合により要請に応じられない場合があるため、少なくとも第2希望まで派遣希望日を設定してください。
- (4)研修会開催日から2カ月以内に、別紙報告書《様式⑤》を同和教育振興会宛提出ください。

[3]宗派からの講師派遣制度の利用【研修課題④をテーマにした研修を行う場合】

- ・統合企画室の「研修会講師派遣等にかかる対応」を利用することができます。ご利用の際は統合企画室へお問い合わせください。

7. プログラム

基本日程（案）【150分設定】

時間配分	プログラム	備 考
15分	開 会 式 *勤 行 *挨 拶	趣旨説明含む
60分	問題提起	講師
35分	話し合い（班別討議）	座長・記録
5分	休憩	
30分	全体討議 *話し合い報告 *全体討議 *まとめ	討議司会 講師
5分	閉 会 式 *挨 拶	

※参加人数により内容を変更することも可能です。

8. 助 成 金

研修課題①～④いずれかの内容を行った研修に対し、助成金を交付します。

- (1) 研修会終了の組・沖縄県宗務特別区へ 1回に限り助成金を交付します。
- (2) 組・沖縄県宗務特別区開催に対して5千円を助成します。
- (3) 2組合同開催に対して、1万円を助成します。
- (4) 3組以上の合同開催に対しては、1万5千円を上限とします。
- (5) 教務所へ報告書が提出された後に教務所より申請されます。研修会開催助成金は教務所より各組へ送金されます。

9. 開催後の事務手続き・報告書の提出について

(1) 組における事務

※原則として開催日の1カ月以内に、教務所・特区事務所へ「報告書<様式③>」を提出ください。

※特に3月開催分については、開催後、直ちに教区へ提出ください。

※研修会のレジュメ等、提供可能な資料教材がある場合は提出ください。

※報告書は、2組以上の合同開催の場合も各組より提出してください。また報告書内の「研修をふりかえって」には、各組内よりの研修を受けて、差別・人権に関する意見・感想を詳細に記入してください。

※報告書は、鉛筆・フリクション(消えるボールペン)等、第三者が消すことのできる筆記具を使用しての記入はしないでください。

(2) 教区における事務

※組より提出の「組開催報告書<様式③>」を取りまとめのうえ、所定の申請用紙「助成金交付申請書<様式①>」「教区開催報告一覧<様式②>」を用いて、月ごとに社会部宛提出し、交付申請を行う。

※報告書は合同開催の場合も含めて、各組より提出のこと。

※社会部宛、PDF データによる提出も可能です。その場合、原本については教務所・特区事務所にて保管ください。

＜教区における事務・注意事項＞

※年度、一括の交付申請は認められない。

※開催日より2カ月を超えての交付申請は、必ず教務所長名による副申書を添付のこと。

※開催日より3カ月を超えて交付申請のあった場合は、交付されない。

※「組開催報告書＜様式③＞」は、教務所・特区事務所にてコピーし、各組に配布ください。尚、開催報告書は、毎年、書式を検討し若干の変更があるため、必ず当年度配布分を利用のこと。

教務所・特区事務所からの助成金交付申請に基づき、社会部にて、月ごとに事務処理を行い、各教区宛に一括して助成金を送金致します。

10. 研 修 資 料

- (1) 「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準・過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについて」
- (2) 『「過去帳等取扱基準」及び新「差別事件糾明のための方途」学習会用冊子』
- (3) 身元調査拒否リーフレット（寺族向け・門信徒向け）
- (4) 人権啓発推進僧侶研修会参考資料『み教えと差別の現実』
- (5) 同朋運動ブックレット②『経典と差別』（同和教育振興会発行）
- (6) 同朋運動ブックレット⑪
『経典にみる差別語を考えるー「梅陀羅」・「女人往生」・「根欠」ー』
(同和教育振興会発行)
- (7) 『ハンセン病差別と向き合うー本願寺教団の歩みと課題ー』
- (8) 教区で独自に選定・作成した資料
- (9) 『宗報』掲載原稿

※上記の(1)(7)(9)の資料については、宗派公式 Web サイト内「【過去記事まとめ】社会部＜人権問題関係＞よりの啓発資料のお知らせ」よりダウンロードのうえご利用ください。尚、該当ページが探しにくい場合は、宗派公式 Web サイトトップページ検索ボックスより「啓発資料」と検索ください。

※(1)(3)の冊子は配布可能でありますので、当部までお問い合わせください。

以 上